

## 令和5年度8月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年8月25日（金） 午前9時30分～午前10時30分					
開催場所	所沢市役所604会議室					
議案	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について					
出席委員	2番 二上 茂雄	3番 池ノ谷 昭治	4番 岩崎 良一	6番 齊藤 喜代治	7番 田中 宏	8番 吉田 英和
	9番 北田 良孝	10番 栗原 茂	11番 栗原 明夫	12番 平岡 豊子	13番 鹿島 正之助	14番 肥沼 正明
	15番 中 茂紀	16番 水村 英紀				
欠席委員	1番 斎藤 昇	5番 肥沼 一彦	17番 新井 祥穂			

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号2番 二上 茂雄委員、3番 池ノ谷 昭治委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字武野原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は522平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上1件です。

議 長：申請番号1番について審議します。本件については、私が中富地区の担当ですので、申請地及び受人の営農状況及び耕作状況について、報告を行います。

現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

それでは、申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字南大谷戸です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3,501平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場及び資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場及び資材置場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上1件です。

議 長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字本郷字神明原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,571平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員：現地を確認した際に、農地は適正に管理されていきましたか。

委員：管理されています。

議長：ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,201平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目はいずれも畑で、面積は838平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野南一丁目です。現況地目は畑で、面積は182平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて8,438平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字牛沼字下原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,615平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字谷里の7筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は7筆合わせて3,632平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糎谷の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,467平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間です。

以上7件です。

議長：申請番号1番及び申請番号2番については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

申請番号1番及び申請番号2番について審議します。地区担当の意見を  
お願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番及び申請番号2番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び申請番号2番について、  
決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番及び申請番号2番については、  
全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

委員： 申請地及び隣地にどのくらいの鶏を飼育する予定ですか。

事務局： 約50羽を飼育する予定です。

委員： 保健所へ家畜伝染病予防法に基づく、届出をする必要があるのでは、その旨  
を申請者へ伝えてください。

事務局： 譲受人から、保健所へ届け出ることについては把握していると聞いていま  
す。

委員： 飼育する鶏の中に雄はいますか。

事務局： います。

委員： 既に申請地の隣地で飼育しているとのことですが、近隣住民からの臭いや  
騒音等の苦情はありましたか。

事務局： ありません。譲受人が、飼育開始の前に近隣住民の方と話し合っていると  
聞いています。

委員： 衛生管理区域への立入禁止の看板等がないようでしたので、対応するよう  
に伝えてもらえますか。

事務局： 譲受人に伝えます。

ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定する  
ことに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (挙手多数)

議長： 挙手多数と認めます。よって、申請番号3番については、決定といたし  
ます。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

委員： 譲受人は新規就農者とのことですが、就農までにどのくらい期間が必要ですか。

事務局： 1年間、入塾前研修として農業大学校への入学及び農家の元で指導を受け、その後、明日の農業担い手育成塾へ入塾し、2年間研修する必要があります。そのため、就農まで最低3年間かかります。

委員： 就農にあたり、補助金はどのようなものがありますか。

事務局： 主な補助金としては、国から経営開始資金として年間150万円の補助が3年間あります。また、農業用機械等の設備投資に対する補助もあります。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号7番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号7番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号7番については、全会一致、決定といたします。



## 5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、18件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による届出書の取消願について」は、1件の願い出がありました。

「報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

## 6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 初めに、「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。

事務局： 次に、「所沢都市計画生産緑地地区の変更」に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時30分）